

基金情報

No. 50

平成18年3月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.Glskkn.Com>

平成17年度・主要事業概況

事項	2月末数	対前月増減数	事項	2月末数(累計)	
事業所数(件)	248	0	年金掛金	調定額(円) 1,658,335,880	
加入員数(人)	男子	5,411	-43	収納額(円)	1,649,677,580
	女子	2,233	-13	収納率	99.48%
	計	7,644	-56	事務費掛金調定額(円)	72,236,016
平均標準給与月額(円)	男子	345,416	-219	資産運用	信託資産額 341億8,024万円
	女子	226,035	-7		修正総合利回り 16.73%
	計	310,542	-209		ベンチマーク差 2.22%
受給者数(人)	5,613	4	慶弔金	83件137万円	
平均年金額(円)	453,492	1,008	保養所利用者数	2,854人	

保養所・閉鎖

箱根の保養所「みやぎの山荘」は、平成18年3月末をもちまして閉鎖いたしました。

昭和54年6月1日に新設オープンして以来、26年10ヶ月間にわたる運営でしたが、大きな事故やトラブルもなく加入員や年金受給者への福利に寄与できました。

この間の利用者総数は、実に10万人を超える107,345人にも及びました。

平成3年度には5,543人という年間の最高利用者数を記録いたしました。平均の利用者数は月間で333人、年間では4,000人となっています。

閉鎖後は、土地・建物ともに売却することとして、既に売却への手続きが進められています。

「みやぎの山荘」の売買契約を締結！

「みやぎの山荘」の売却については、信託銀行関連の不動産会社と一般媒介契約締結し、買主を探していましたが、先般、個人の方から6千万円での買取引出がありました。

売値の6千万円については、去る2月の理事会及び代議員会にてご承認をいただき、売却への話し合いを続けていましたが、協議が整い、平成18年3月28日売買契約を締結いたしました。

買主は、ペンション経営を考えており、購入資金は銀行融資を予定しているようですので、売買契約は営業許可や融資決定により確定することとなります。

営業許可や融資決定の見通しは高いようですので、所定の平成18年6月28日までは引渡し完了するものと見込まれます。

〔改正法・概要〕 報酬算定基礎日数の変更

平成16年の年金改正法は、順次実施されています。

平成18年においては、標準報酬月額を決定する場合の給与の支払基礎日数について変更され、これが実施されます。

厚生年金では、保険料(掛金)や給付の額を算出する基礎として、標準報酬制を採用しています。

標準報酬は、各被保険者(加入員)の給与月額や賞与の額をもって決められますが、給与月額に基づく標準報酬月額は、毎年4・5・6月の給与の平均額をもとに決定されます。この3ヶ月の平均での標準報酬月額の決定を「定時決定」と呼んでいます。

この定時決定による標準報酬月額は、原則としてその年の9月から1年間固定(適用)されます。

しかし、その1年間のうちに、昇降給などによって、給与月額に変動(2等級以上の標準報酬の変動)があった場合は、変動後の3ヶ月の平均給与によって標準報酬月額の見直しが行われます。この給与の変動による標準報酬月額の決定は「随時改定」と呼ばれています。

随時改定による標準報酬月額は、次の8月まで適用されます。

「みやぎの山荘」概史

開設年数:26年10ヶ月

利用者総数:107,345人

昭和54年6月1日 新設オープン

鉄筋コンクリート造 スレート葺 3階建(1,032.93㎡)

和室:8部屋 洋室:3部屋 娯楽室・温泉付

平成4年3月31日 年間利用者数・最高(5,543人)を記録

平成11年7月16日 カラオケルーム設置・浴室拡張

(娯楽室転用、洋室:1部屋減)

平成12年1月25日 現・管理人(芹沢博則・正美)採用

平成12年2月10日 マッサージルーム設置

(マッサージ機・2台)

平成15年4月1日 福祉施設掛金(1%)を廃止

平成15年6月1日 利用料を引き上げ

平日:4,500円、休前日:5,500円⇒

加入員:5,300円(休前日:5,500円)

一般:5,800円(休前日:6,000円)

平成17年2月9日 廃止を決定(第84回代議員会)

平成18年3月28日 売買契約を締結

4月の事業予定

4/24 年金資産運用委員会の開催

中旬 政府負担金実績報告及び業務報告書の提出

下旬 運用実績報告のヒヤリング

【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるよう
ご配慮方お願いいたします

〔変更内容〕

1 基礎日数の変更〈20日⇒17日〉

定時決定も随時改定も、現在は、3ヶ月の給与の支払基礎日数が20日以上ある場合に決定や改定が行われることとなっています。

しかし、週休二日制の普及など休日取得が多くなっていることを勘案し、平成16年の年金改正法で支払基礎日数の20日以上が「17日以上」に変更されました。

2 実施時期〈平成18年7月〉

支払基礎日数の「17日以上」への変更は、平成18年の7月から適用されることとなっています。

このため、今年以降の定時決定や随時改定では、従来対象とならなかった17日～19日の支払基礎日数の月の給与が対象とされることとなりました。

なお、定時決定では、17日未満の月がある場合はその月を除いて標準報酬月額が決定されますが、随時改定の場合は、3ヶ月のうちに17日未満の月があると随時改定そのものが行われないこととなっています。

主要事項の現況 ④掛金の納入状況

		納入時期別・納入状況(月平均)		
		平成15年度	平成16年度	平成17年12月
告知 (調定)	件数	263.3	258.0	246.1
	金額	125,883,197	120,618,772	165,663,890
納期 内 納	件数	236.8	232.8	220.6
	割合	89.95%	90.25%	89.62%
指定期 限内 納	金額	118,431,635	116,183,079	158,749,432
	割合	94.08%	96.32%	95.83%
指定期 限内 未 納	件数	20.2	18.1	17.0
	割合	7.66%	7.01%	6.91%
指定期 限内 未 納	金額	5,801,806	3,252,846	5,049,783
	割合	4.61%	2.70%	3.05%
指定期 限内 未 納	件数	6.3	7.1	8.6
	割合	2.39%	2.75%	3.48%
指定期 限内 未 納	金額	1,649,756	1,182,847	1,864,675
	割合	1.31%	0.98%	1.13%

*告知(調定)金額は、基本掛金と事務費掛金を合計した額です。

掛金の納入状況は、平成16年度においては対前年度よりも向上しています。

しかし、平成17年度においては、年度途中ではありますが、やや悪くなっている状況にあります。これは特別掛金の引き上げ影響もあるのかと思います。

納期内納入事業所は9割

告知月の翌月末日までに納付(納期内納付)していただいている事業所数は約9割となっていますが、金額的には96%程度の納期内納付となっており、加入員規模の小さな事業所における遅延納付の傾向が窺えます。

督促により99%納入

納期内納入されない事業所に対しては、督促状を送付し、納入の督促を行っていますが、これによる指定期限までの納付(指定期限内納付)分を合わせますと、納入割合は99%前後という状況となっています。

滞納事業所は7・8件

指定期限内までに納付されない事業所数・割合は上昇傾向にありますが、10件未満であり、滞納処分により長くとも6ヶ月以内に概ね完納していただいています。

なお、これらの未納掛金には延滞金がかかりますが、この延滞金も概ね完納されている状況にあります。

基金用語

【滞納処分】

公的年金制度においては、保険料などの徴収金が納付期限までに納付されないと、保険者は期限を指定して督促状を発行します。

しかし、この督促期限においてもなお納付されない場合は、国税の滞納処分の例によって滞納者の財産の差し押さえ、その財産の売却額を保険料に充当するなどの強制処分が行われます。

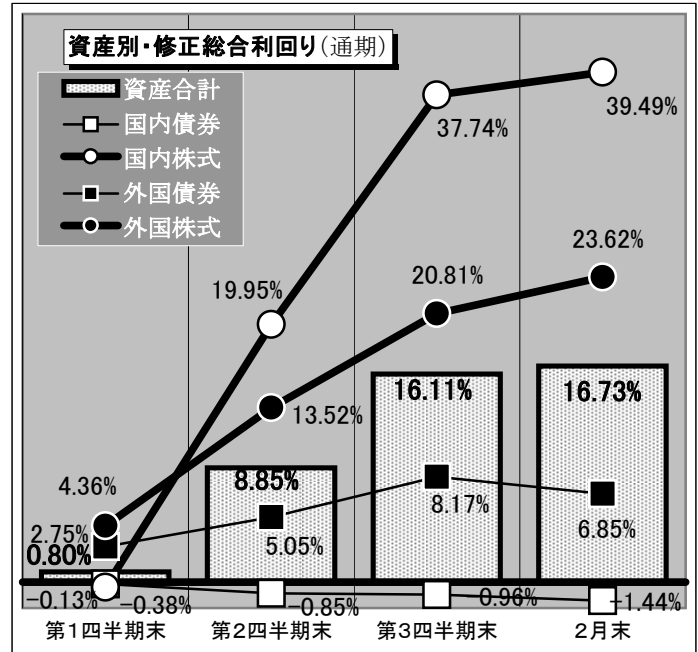
厚生年金基金においても、公的年金を代行していることから、債権の徴収・保全について、国税滞納処分の例による機能が賦与されています。

厚生年金基金は、納付義務者である事業主が督促期限までに掛金を納付されない場合は、事業主の居住地などの市町村に対して滞納処分の請求を行い、また、厚生労働大臣に対して、基金自身が滞納処分を行うための滞納処分認可申請を行うこととなります。

厚生労働大臣の滞納処分の認可があった場合は、基金は国の厚生年金の滞納処分と同様に国税滞納処分の例によって処分することができます。

なお、国税や地方税などの滞納により滞納処分を受けた場合は、掛金の納期を繰上げて納入告知がありますが、その指定期限までに納付されないときも、同様に滞納処分の請求、認可申請が行えます。

年金資産の運用状況・速報 <平成17年度>



設立事業所の異動(規約変更関係等)・2月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
事業主変更	株小島特殊硝子製造所	小島準一	18.1.17

*2月は規約変更を要する異動はありませんでした。

基金関連・動向と姿勢

シュロダー・運用プロセス見直し?

シュロダー投信投資顧問は、低迷が続いていた国内株式の運用のテコ入れとして、去る1月に運用責任者の交代を行い、運用プロセスの改善などを検討している模様です。

なお、同社の基本的な投資方針の変更はないようです。

信託各社の平成18年度運用予想

平成17年度における市場は、国内株式において46.2%(日経平均)もの上昇率という結果となりました。

信託銀行各社の平成18年度予想値は、日経平均で17,000円の後半前後となっています。

これを踏まえた信託銀行各社の平成18年度・期待収益率(標準型)は、4.3~5.6%と三井アセット信託銀行において高く、住友・みずほ信託銀行においてやや低いものとなっています。

これは、資産配分などにより異なりますが、りそな信託銀行において見ると、国内株式の配分割合が28%と低い状況となっているものの、予想値が他社に比して高いこともあってか4.8%の収益が期待できると予想されています。

信託銀行における市場指標の予想値(平成19年3月末)

	三菱UFJ	三井アセット	住友	みずほ	りそな
10年国債利回り	1.7%	1.8%	2.0%	2.0%	1.5~2.3%
日経平均株価・円	17,460	17,500	17,700	17,400	17,500~19,250
TOPIX・ポイント	1,765	1,800	1,800	1,790	1,775~1,975
米10年国債利回り	4.6%	4.7%	4.3%	4.3%	4.0~5.0%
NYダウ(ドル)	11,070	11,700	11,200	11,800	10,500~12,500
円相場(対ドル)	121	115	116	114	108~122
円相場(対ユーロ)	146	139.15	139.5	138	135~147

信託銀行における平成18年度の資産配分と期待収益率(標準型)

[単位:%]	三菱UFJ		三井アセット		住友		みずほ		りそな	
	配分	収益	配分	収益	配分	収益	配分	収益	配分	収益
国内債券	33	0.2	35	0.8	31	-1	40	0.7	42	0.7
国内株式	34	7.9	34	10.1	34	7.4	32	6.0	28	7.5
外国債券	9	6.2	8	3.0	11	2.7	5	3.2	10	3.0
外国株式	22	4.7	21	3.9	22	5.4	20	6.5	18	6.2
その他	2	0.0	2	0.0	2	0.1	3	0.4	2	0.5
合計	100	4.8	100	5.6	100	4.3	100	4.3	100	4.8